

平成23年度第2回 南丹市行政評価推進委員会

議 事 録

日 時：平成23年9月20日（火） 午後2時～午後5時

場 所：南丹市役所2号庁舎3階 301会議室

出席者：南丹市行政評価推進委員

窪田好男委員長、四方宏治委員、宮本三恵子委員

事業担当者

山内市民福祉部長、栃下福祉事務所長、井上土木建築部長、弓削高齢福祉課長、
國府社会福祉課長、吉田子育て支援課長、松村保健医療課長、西田学校教育課長

事務局

伊藤企画政策部長、梶本企画調整課長、船越財務課長、中川係長、山内主任

傍聴者

0名（定員4名）

1. 事務連絡（事務局より）

失礼いたします。

定刻になりましたので、只今から第2回南丹市行政評価推進委員会をはじめさせていただきますと思います。

2. はじめに（委員長より）

この行政評価推進委員会は4年目に入るわけですが、第1期の3年間というのが前年度で終わりました。その第1期の間に、市全ての施策と事業について評価をしました。

施策を単位に評価をする、またその下の事業について事業活動記録をつくるという特色のあるものでした。また広い意味で市民の皆様のモニターアンケート結果を踏まえて評価をしていく、施策に順位をつけていくでありますとか、先進的な仕組みとして一部としては注目をされているところではあります。

平成23年度からは新しい第2期ともいうべき時代に入っているわけですが、まずは評価委員の数が3人という小ぶりな形になり、議論をより密にしていければとの考えです。

また、今年度からの特色としましては、各施策について、いわゆる行政評価の視点で評価をする、これについては従来どおりで、目的の必要性、施策とその事業とのつながり、目的と手段の妥当性、そして各事業の費用対効果も見ていくところも従来どおりです。

しかしながら、今回からは新たな評価の視点が入っています。市長の方から委員会ができるにあたりまして、委嘱を受けた中の説明にあったわけですが、市の財政が非常に厳しくなる中で、施策全体を縮小して再編成していくことが必要になってくるであろうと、そこで今回評価する施策について、まずは仮に縮小再編するとしたらどういう事業でどの部分で考えられるのか、歳出削減の提案も求めたいといわれているところでもあります。

行政の評価の視点と似ていますが、どう違うかと申しますと、歳出削減の視点はいわば必要な施策であっても縮小していく、あるいは、一定の費用対効果が認められる場合であっても、縮小したり廃止したりしていくところが異なる点であります。行政評価の視点は客観的にやっつけていけるものですが、歳出削減の視点については必ずしもそうとはいえない面もある。

この委員会で申し上げる歳出削減の提案は、絶対そのとおり100%やっていただけないと困るとはまた違います。行政評価の視点というのは是非改善すべき点があればやっていただきたいですが、歳出削減は一つの提案であり、市民も交えて議論して決まっていくことだろうと思います。

あえて、この委員会で取り上げるのは、何処かで誰かが施策・事業の縮小という議論を始めないことにはきっかけや取り組みがないわけですから、この委員会がそうしたことになると思います。というわけで、最初に長い挨拶になりましたがお許しください。

3. 議事

(1) 施策評価について

① 施策評価「第1章第4節 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する」という施策の評価を行いたいと思います。

担当部局の方の、施策の概要について、説明をよろしくお願いたします。

部局長： 【 施策の概要について説明 】

委員長： 説明が終わりましたので、委員の皆様から質問や意見をいただきたいと思います。

今回の評価の視点としては、行政評価の視点、財政削減の視点から具体的な意見を頂いて最終的に施策全体の判定をつけたいと考えます。ただこの施策については、次回も扱いますので、議論の様子をみて一定のところで施策評価をしていきたいと思います。

基本的には、施策からみて個別の事業について見ていくことで良いかと思います。

委員： 施策評価表の当該施策の最終事業費の合計ですが、過去の実績も含めて、今後の見通しも含めて20年度から22年度の事業費総額が10億円ほど増えている。国の時限的な事業が増えたのか、市自体が新たな事業を行ったのか、23年度以降この調子で増え続けるとどうなるのか。

担当者： 21、22年度決算ベースで見ますと、1億円しか増えてないですけど、合併による部分があるのかもしれませんが、今は伸びが鈍化してきている状態です。24年度につきましても、計画額では26億5千万円ですし、今は落ち着いてきている状態だと思います。

委員： そうですね、23・24年度を見ているとそんな感じはしますが、中身的には状態はどんな感じになっていますか。

担当者： 交付金事業等で改修等がありましたので、一時的に膨らんでいる要素はあります。臨時交付金事業で建物の整備とか、高額な補助でやったものがこの時期に集中していると思います。

委員： この事業は28年度までは有限ですか、時限的なものですか、それとも継続していく事業ですか。

担当者： 時限的なもので、継続してあるというものではありません。

ハード整備に当たるようなもので、10/10補助で、施設の改修等になります。

委員： 190いくつかの事業には、財源的には直接的に影響が無いと見ていいわけですね。

担当者： じわじわ伸びている感があり、この状態で伸び続けていく形はあります。

委員長： 施策表の1. 南丹市の現状（課題）の欄ですが、これを見ると○の所に4項目全部できていなかったと、見ようによってはネガティブな表現がされている。そしたらここに上げられている、心身共に充足した状態が維持できなくていけないとか、適切な定住環境の整備ができていないとか、保健・医療・福祉で連携による総合的かつ専門的な支援ができていなかった、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備ができていなかった、どこか最近急速に何か悪化したのか、従来からずっとできていなかったのか、書き方として何か悪いようにも見えるのですが。

過去の20年度ぐらいの流れからでいいから、状況が悪化したのか基本的には変わっていないのか、実際はどうですか。

これを素直に読むと、今まで手付かずの事に対して、今一生懸命対処しなければならない状

況にあるという風にも読める。

担当者： 一つは非常に範囲が広いので、病院の通院問題であったり、交通弱者の方々の足の確保であるとかがずっとベースにありまして、去年から交通対策室のデマンドバスの試験的な運行等取り組みを進めているのですが、なかなか利用者が少ない。

あと、合併から5年経過する中で、それぞれ居住ごとに特色のあるサービスを展開しておりまして、その格差が生じたままであり、活動している事業者が社会福祉協議会であるとか、シルバー人材センターであるとか、それぞれの実施主体が異なる中で、満足のできる均一化されたサービスが提供できていない。統一して外食サービスや外出支援とか、地域ごとにまだバラけた状態になっている部分という所で、不満な部分があると思っている状況です。

委員長： あと現状で上げていただいている〇印4つで、数字的に傾向とか見られるようなものはありますか。せっかくポイントとして上げていただいているだけに、現状どうなっているのか、改善しつつあるのか、そんなに変わっていないとか、数量的なものであればそれに超したことはない。

その下にある、被保険者数に占める要介護認定者数の割合であり、総合振興計画の中でこの4つの目標ということで、がん検診受信率、肺がん、子宮がん検診率、地域の福祉ボランティア活動に参加する人数、介護が不要な高齢者の割合というものが上がっている。現状・課題として繋がっているように思えないので、調べて数量的に表す事が今後できるのか、そもそも難しいのかその辺はいかかでしょうか。

担当者： 数値としては表しにくいと思います。

委員長： ただ定住という事について、流出しているのか、していないとか。

担当者： これは出てこようとかとは思いません。

委員長： 今すぐというわけではないですが、医療の不便な地区から人口が減っているようなことはあるのでしょうか。通院に不便だから引越しする方がたくさん出ているとか、いかがでしょうか。

担当者： 園部の中心地については横這い状態ですけども、過疎化が進んでいる周辺の地域では、人口の減少率が全体を見たときに高いです。

委員長： 死亡ではなく、高齢者の方々が転居される例が結構あるということですね。

担当者： 若い方が出て行かれるというのは、住宅地が無いのです。園部にはあるんですが、八木や周辺地域には無いので、隣の亀岡へ出て行かれるケースが多い。エリア的には八木の転居率が高いです。

委員： 全体として具体的にどの部分でどのような格差が起こっているのか、施設の立地から遠いので、マンパワーが行き届いていないとか、地域の共助体制が高齢化により十分でないのそこにマンパワーが行き届いていないので不十分なのか、その辺が理解できなくて、個別事業を見ても解りにくいところがある。

実際には介護相談員さんが4名体制になっているので、旧町ごとに1名ずつは配置できている状況、包括整理事業については南部と北部の2箇所ととっているもので、今後の体制として包括支援センターとして機能していけるのかという見通しと、むしろ手厚く4箇所拠点にして、いろんなものを統合する形で置いたほうが効率的ではないかと思います。社会資源格差とサービス提供量の見通しの中で、地域包括支援センターを充実していけると国から来てると思いますが、その辺の人の配置の仕方によって、連携がうまく図られるのでは、という見通しをどのようにお考えですか。

担当者： 今年から空白箇所2地域にも、民間の包括支援センターへ人員配置を考えている。地域包括ケアシステムを平成33年度末までに、国を上げて取り組んでいく。その中心的な役割を担うのが地域包括支援センターであり、それを核に色々なサービスを結びつけて、入院から在宅復帰までスムーズに医療と介護が連動できる形で進めています。方向性としては個人給付を削減

するのと同時に、委託事業を見直していく必要があると認識しています。しかし強化していかなければならないという一面もあり、非常に単費が生じている事業でもあります。

委員： 委託のサービス提供事業者は、社会福祉協議会以外に2事業者ですか。

担当者： 社協、シルバー人材センター、長生園、はぎの里等、一応2箇所ずつ特養はありますので、10数箇所あります。

委員： 外出支援サービスは、障がい者の方と高齢者の方と違う事業で運用されていますよね。

担当者： ガイドヘルパーは同行するようなイメージですし、その方をお運びするような部分については外出支援になります。

委員： 検診事業も事業費が高くなっていますが、それは地域を回っているからですか。

担当者： 地域を回ってやると集団でやりますので逆に下がります。委託事業で個別に医療機関でやると事業費も高くなる。今は両方併用して検診事業を行っています。

委員： 前年度の評価のところで、改善の方向性が選別選択していくべきだと示されていますが、民間でやる時は財源が限られていれば、その中で事業をどう統廃合して目的を達成していくか、4拠点を充実させて事業単位ではなく拠点単位で見、ワンストップ的に対象者をケアして効率よくサービスを提供していくなど、全体の再構築や組み立て方を検討されていますか。

類似している事業がたくさんあり、何処が違うのか、また委託先が複数出てきているので、これを地域ごとに区切って、市民に対してワンストップ的にサービスが提供できるような組み立てができないものかと考えます。その辺りはどうでしょうか。

担当者： 今度の介護保険制度改正案の中に、個別にプランを立てて、利用者の認定を受けられた方に対して希望を聞く中で、ケアプランに基づいてサービスを提供していく。実質、要支援または要支援2、比較的軽度な方の給付率が高い。限られた予算のなかでもう少し要介護4・5と重度化した人に重点的に給付していくべきだ。という事で今回介護保険制度の改正が行われ、これまで別々の事業所でやっていた事を、総括的にパッケージ化されたサービスを提供していくという考え方も出てきています。

しかしながら今までそういう視点で事業の見直しができておりませんが、合併時に旧町のそれぞれ良ところの高い数字に合わせていますので、0歳児から18歳までトータルに受ける給付はかなり膨らんでいますので、一定どこかの部分を削減しても、全体として旧町で受けられていた給付よりも減らないという形もあるのですが、現在は膨らんだままの状態です。

これからの方向性としては、逆戻りになりますが旧町時代の水準に戻して、見直していく必要があると思っています。

委員： 地域福祉ボランティアに参加されている方の数がありますが、これも地域によって偏在があると理解してもよろしいですか。

担当者： この数字については社会福祉協議会で活動の取りまとめをお願いしているのですが、その中の数字をもとに上がっていると思います。ボランティアの登録・活動自体も旧町ごとにやっていますし、統一した形のボランティア活動にはなっていないです。

担当者： 面積が広域であるのと、旧町単位で活動されてきた経過があり、ボランティア団体として統一は社会福祉協議会でやっていますが、活動は旧町単位でやっているのが実情です。なかなか全体で整理できなくて、運用自体が個々のボランティアにおまかせということで、需要と供給がうまく位置づけできていないのが実情です。

委員： 地域の助け合い活動を、地域のボランティアでどこまでやっていくのか難しいですが、その再編の一つの柱となっていくのが、安心生活創造事業なのかと思います。2地域にすでに展開されていますが、たくさんの事業が積み重なって、過去の事業も残ったまま事業だけ積み重なっていくとお金もたくさん出ますし、同じ人にたくさん仕事がいって動けなくなってしまう可能性があるのですが、どこかで再編していく必要があると思います。これも社協さんが受託されて

いるのですか。

担当者： 国からの3年間の事業指定を受けてやっております。今年3年目で非常に効果的な事業であると市民の声も聞いています。しかし3年が終了した時に、市として継続していく時に、財政的な面で課題が出てきているのは事実です。

委員： 社協さんで、担い手を新たに10人雇われたということですね。

担当者： 人材は社協さんの方で確保していただく、その経費も含めた委託料となります。

委員： ケアマネージャー、社協、安心生活創造事業と、一つの地域に3人のキーマンとなるマンパワーがあるという理解でいいのか、全体の配置が見えなくてどれを削減すればいいのかわらなくなります。

担当者： 安心生活創造事業というのは、10人の訪問員で自宅を訪問して、安否確認や簡単な生活支援を介護保険とは別に行い、モデル事業で3年間は国も補助金を出しますが、それを活用してその間に補助が無くてもその体制を構築していく事業であり、対象者は少ない。

地域包括支援センターというのは、要介護認定の軽度の人について、ケアプランや地域の高齢者全体の総合的な窓口として機能していく。

個々の事業ごとに密な情報交換や連携はできていないのが現状です。

委員： それと、軽度生活援助サービス事業は、また別で社協さんが受託されている。

担当者： そのとおりです。

委員： これは安心生活創造事業でカバーされていない地域も行って、重複な所もありますね。

担当者： それぞれ対象者が違います。

委員： 問題なのは、これだけ広域な範囲で情報がそれぞれの団体に管理されて、一元管理できないと効率的に情報が回らないので、人も2倍3倍とか掛かるのでということなんです。事業がたくさんぶら下がるのは仕方ないですが、現場の連携部分でトータル的に対象別に差配できていれば、一つ事業が無くなっても情報が上がってくればわかり易い。

地域ごとにマンパワーの差ができていくことが問題なのか、ボランティアとしてはできないから雇用の確保が必要というレベルなのか、ボランティア自体がないから増やさないとダメなんですよという状態なのか、どの変のレベルが今足りないと思っている状況なのか説明してください。

担当者： 安心生活創造事業で言えばほとんどが社協の人件費で、補助金が無くなった場合の人材確保も含めて是非継続していかなければという場面に直面している。

情報共有の関係ですが、旧町単位で情報共有ネットワーク会議をやっております、その中で紙ベースではありますが一定情報共有はできていると思います。

委員長： 行政評価の視点ですが、施策評価の4つの目的で一定の優先順位があった方が良くと思います。

南丹市の施策評価表は抽象的な4つの目的から具体的な方針として、それらを解決するためにどうするのかを書く流れになっています。この施策評価表のわかりにくいところは、この100近い事業がそれぞれどの具体的方針に結びついているのかがわからない。この辺が担当部局で一定整理されているのかお聞きしたい。

担当者： 実際100近い事業がある中で、この施策評価表が4事業しか上がっていない、このやり方自体が乱暴なやり方ではないかと原課は思っている。

いろんな施策がありますので、それを一つの表に入れて網羅できませんし。

委員長： わたしが質問したのはもう少し限定的で、事業はこの施策目的を実現する手段のはずで、上にあがっている4つの目的のどれと関係し、それに7つの具体的目標が上がっている。7つの具体的な目標に、それぞれ事業はどう結びついてくのかは整理されているでしょうか。

どの目標にも結びつかない事業があれば少し困りますが。

担当者： 中にはそぐわない内容の事業もありますね。

委員長： 今後は基本的に目的があつて、それを達成する手段として事業があるので、対応関係があつた方が良くと思います。

何処にも入らない事業があれば、それは必要性がないという判断になります。

今の時点では、目的と事業の対応関係が明確ではないという理解でよろしいですね。

わかりました。今回は見せていただく委員の方で判断するというところで考えたいと思います。

各事業の評価表でも書き方が違って、詳しいものもあれば簡単なものもある。是非お願いしたいのは、施設は何箇所なのか、対象者は何人なのかわからないものがそれなりに混じっていますので、その辺の書き方を工夫いただけたらと思います。

また、委託事業が多いわけですが、委託先がどんな活動をされたのかを一定書いていただかないと理解しにくい。こういう必要性があるから、こういう相手先に委託金を支払っただけでは、目的手段において妥当であるか、費用対効果を考える上では情報不足になるので、委託先がどんな活動をしているか、大まかでもいいので次年度以降記入いただけると助かります。

実際その辺の書き方は難しかったということでしょうか。

担当者： 毎年、決算添付資料にはその辺も書いていますので、様式をどう整えるかだと思います。そのような記入欄を設けてあれば担当者者は記入すると思います。

委員長： さて、この施策表部分についてはいかがでしょうか。

委員： この施策表に書かれている課題・目標はものすごく抽象的で、具体的には理解しにくいので、可能な範囲で、市民にもわかり易い具体的な数値を使って示していただきたい。分析と評価を見直して次のステップへ繋げてほしいと思います。

委員長： 部長もおっしゃいましたが、歳出抑制の視点からどのような対処をしていくか、市の単独で行っているものを中心に見直していくということですが、徐々に告知の期間をおいて、ある時に止めていくというイメージでいいのでしょうか。

担当者： スパッと削減するのもあるでしょうし、たとえば敬老の補助金なんかでも合併時から暫定的に低いところは上げて、高いところは下げていく手法をとりましたので、いつの時点で区長さんや市民の皆さんにこの方向で行くということを示すかです。

いきなり来年から止めるわけにはいきませんので、できるだけ早い時期に市政懇談会や区長会で示して、段階的にやっていくものと、スパッと止めていくものと、方向性を早く出して周知していく。

委員長： 今の時点で個別のこの事業について、具体的な方針があるわけではないですね。

担当者： はいこれからです。

委員長： わかりました。それではここで、半分ぐらいの時間になりましたので、私の手元の時計では3時20分ですので、10分間休憩をとり、3時30分から再開したいと思います。

【 休 憩 】

委員長： それでは時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。

引き続き、「医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する」施策の評価作業を行いたいと思います。

ここからは個別の事業を見ていきながら、さらに財政削減の視点から検討していければと思います。

本来であれば事業貢献度評価についてご説明をいただけるといいのですが、事業数も多いので個別の事業を当たりながら、お尋ねするという形にしたいと思います。

前の方から事業番号の若い順番に見ていこうと思いますので、よろしくお願いします。

では、始めに「166 福祉医療費支給事業」について委員の皆様から質問やご意見をお願いしたいと思います。

ご意見いただくときには、行政評価の視点なのか、財政削減の視点なのかということを知りやすい形で言っていただけるとありがたいと思います。

委員長： この事業については、心身障がい者及び母子等と記載がありますが、母子等というのは具体的にはどのような意味ですか、文字どおり母子世帯全体が対象になるという意味でしょうか。

担当者： 寡婦、母子、一人親が対象です。

委員長： 一人親で母子家庭の方で、一定以下の所得水準の所が対象となるわけですね。

またこの制度は市が一定の上乗せをしているということですね。近隣市なんかの状況はどうなっていますか、同じような制度が有るのか無いのか、金額的に違うのかその辺はいかがでしょうか。

担当者： 南丹市のみだと思います。この300円のところは。ただ大きく見たらいろんなことで施策をされているところもあります。

委員長： 300円は自己負担ですよ

担当者： 通院1回につき、そうです。

委員長： 財政削減の視点ということになりますが、単純に考えたら自己負担を500円にするとか、いっそこの制度を無くしてしまうということも考えられると思いますが。

担当者： 5級・6級とか旧町時代からやってるところもあって、合併時に限定した経過があります。今の300円の話は別にしまして、対象者としてはおおむねこの市町村とも単独で1・2級は国・府の制度で、3・4級まで対象から外すと、かなり障がい者の方にとってのサービスの後退いう形になります。

委員長： これはよくある平均的な市でやっていることにすると、どのような内容に変わるのか、まったく廃止というのではなくて、平均的なことは難しいですが、他市によくあるような制度に変えるとどうなるのでしょうか。自己負担分が増えるということになりますか。

担当者： 逆にうちは厳しくなります。300円取っているのです。

委員長： そもそもこの制度に該当する方には、自己負担分がないということですね。この点に関してはむしろ他市と比べて手厚くないという感じですね。

そのような事ですが、委員の皆様から特にご意見はございませんか。

委員長： はい、ではたくさんありますので次にいきましょう。

「167 重度心身障害老人健康管理事業」であります。これについて確認ですが、基本的に国の基準や制度になりますか。国・府の支出金がありますので。

担当者： はいそうです。

委員長： これは法律によって義務付けられているとかあるのでしょうか。

担当者： 1・2級、療育手帳Aの方は府の制度対象で、3・4級の方と療育手帳Bの方については市の独自制度です。

委員長： 府の制度に南丹市として、上乗せをされてるものだという事ですね。

これについてはいかがでしょうか。

委員長： 受給者数が1, 182人になってるんですが、何級の方が何人というような数字はありますか。

担当者： 明細は今控えておりませんが、区分は調べたら直ぐにわかります。

委員長： 市が上乗せしている部分の対象がどれぐらいで、必要性もどれぐらいでという判断でまた細かく見ていくとなるのかと思います。今すぐ厳密な数字を出してくださいというわけではないですが、ある程度感覚的な事でもかまわないと思いますが、南丹市においては3・4級の方などに対して拡大するという事は、かなり重要性が高いということなんではないでしょうか。こ

の辺のご説明をお願いしたいと思うんですが。

担当者： 福祉医療でも3・4級がありますし、これは後期高齢にかかるとなる部分の被保険者になりますので、同等にその年齢になってから3・4級を外すというのも、制度上一律の整合性がなくなるので受給はそういう風にされてると思います。

委員長： 他市なんかではこの部分はどのような対応をされてるんでしょうか。

担当者： 他市町村は手元に資料がないので比較できません。基本的には同じだと思います。多分府下のほとんどの町は同じような手段だと思います。基本的に障がい者の施策については、南丹市、亀岡市、京丹波町等と整合性を取りながら、サービスが変わるといのは如何なものかと意見もありまして、調整を事務サイドでしながら進めております。

委員長： ということは、亀岡市や京丹波町でも同じような対応を少なくともしているということ。

委員： これ介護保険は受けていない方ですよ。介護認定をされてない方ですよ。

担当者： されてないです。

委員： だから一人頭で割ると7万円ちょっとで、年間7万円で元気でずっと居てくださるんなら安いかなあとも思ったりします。これ一人当たり23回だから、1ヶ月に2回ぐらい通院してそれで7万円ちょっとですむなら、介護保険より安く上がってる考えもできるのかと思います。

担当者： 全体的に医療費が掛からないようにということであれば、できるだけ健康にいていただくという施策に重点を置いて対応するべきと思いますが、この分については手帳をお持ちの方について、市で受けることで後期高齢も含めて対応させていただく。

委員： 重度の身体障がいがある方と介護認定を受けられる発現率がよくわからないですが、月に2回程度定期的に受けていただいて、そこが圧縮されてるのであればこの事業だけでなく、全体で見たときに安く付く、このぐらいなら、見た目の金額は凄く大きいですけどいいのかなと私個人は思います。

委員長： はい、では次に行きましょうか。つづきまして、

「170 民生委員推薦会運営費」いかがでしょうか。

初歩的な質問ばかりで恐縮ですが、あまり他市で評価をしてもこういう事業は出てこないのですが、内部事務みたいに扱って外に出してないからでしょうか。

担当者： 絶対やっておられます。

委員長： ですよ。これを報酬を出さずにやることはありえないでしょうか。

担当者： ありえないですね。府基準額等ありますので。

委員長： どうして国とか府は非常にわずかな額ですが支出する、そういう法律か何かで決まっているということでしょうか。

担当者： 事務費程度だと思いますが。

委員長： 平成21年度の決算から、この分野では急に国や府の支出金が出て来てるのが多いですよ、何か法の改正があったとか事情があるんでしょうか。

担当者： 今すぐ手元に経過がないので申し訳ないですけど、民生委員推薦会運営費の22年度は空欄になってますけども、この時は欠員が無かったということで0にさせていただいて、3年に1回は改選があってその時は大きいのですが、それ以外は欠員が生じた時に委員会を開かせていただいて、そういった類のものです。

委員長： どうしても毎年欠員が出るようなものである、と理解すればいいですね。

担当者： そうですね。これは定めていかなければならないものですので。

委員長： わかりました。よろしいでしょうか。それでは次に行きましょうか。

「171 民生委員・児童委員協議会運営事業」いかがでしょうか。

行政評価の視点からしたら確かに必要だろうと思うんですが、この民生委員・児童委員活動補助金というのは、中身的にはどのように使われるものでしょうか。

担当者： 旧町単位で民生児童委員会がありますので、そちらで活動いただくのに出しています。中身は均等割と人数割で活動費は配分されていて、それぞれの民生児童委員会の中で、それを基に独居老人を訪問したり、何かグッズを買われたりも含めて、まあ色々そういった形で、広報を出されたりとか活動されています。

委員長： もう少し、この民生委員・児童委員活動補助金については、活動の中身について次回以降は詳しく書いていただいた方が良いでしょうと思います。補助金として渡しましただけではなく、事業費の概要で書くか、事業の概要で書いていただいたら良いでしょうと思いますが、要するに、何をするのにお金を使っているのかというのがもう少し詳しく。

担当者： 活動の詳細という欄でもう少し明確にするということですね。

委員長： そうですね、この表のどこかでそれが分かれば良いでしょうと思います。割と額も大きいことですね。

委員： これの活動の範囲とか、決定権限とか実績に対する責任とか、これは行政側にあるのか受けた団体にあるのですか。

担当者： 活動自体はそれぞれの民生児童委員協議会の方でやっています。

委員： 行政は関与しない。

担当者： 事務局としては持っております。

委員： 概略や最低これだけやらなければならない等、ガイドラインは無いのですか。

担当者： 活動自体は個々の協議会に計画を立てていただいています。

実際に民生児童委員さんとして動いていただく国が定めた部分がありますので、それに沿って地域の中で独居老人の見守りとか、生活困窮者への行政との橋渡しとか、色んな課題では個々に関わってもらっています。

委員： そういう年次報告等は、補助金を出す行政側に上がってくるんですね。

担当者： 活動自体は上がってきます。毎年総会をされて、集約して決算書、事業報告書も上がってきます。

委員長： 財政削減の視点ですが、民生委員・児童委員退任記念品とか職員旅費とか、そういった辺りを削るしかないのかと思います。

担当者： 民生児童委員さんが活動された時に、事務局として付いて行ったりしますんで、対外的に出でいかれることもあります。

年に1回は宿泊で研修されますので、それに事務局として同行する経費です。

委員長： あと、身分証明書用の写真現像代を市が出さないといけないんですか。

担当者： 民生児童委員さんの場合は、個々の家庭に訪問される時に、証明したものを持って行かないと初めての家庭へも行かれるので、その辺での諸経費がありますので計上しています。

委員長： 民生委員さんに、身分証明書を市が作ってお渡ししている経費であると。

担当者： それ以外にも事務費もあります。職員が地域の中にいちいち入って行って、広域でやりにくいところもありまして、地域の核として民生児童委員さんはどうしても重要な部分となりますので、研修も含めてスキルアップしていただいて、地域の中で関わっていただいているのが実情です。

委員： 平均年齢はどれくらいでしょうか。

担当者： 60歳を超えて70歳までとなっています。定年後の方に地域のなかでお世話になっています。時間的に余裕があり、地域の事を良く知っていますんで。

委員長： 他方で、前回から評価をやっていく中で、財政厳しいなか施策、事業を再編していくという議論をやるなかで、最後は住民も含めて議論していくしかないということでは、総論で皆さん賛成されると思うんです。

その道具立てとして、大事な柱として市の政策でどのような施策があるのか、その重点付けがどうなって、市では現状どう判断されているのか、その個別の施策の中で、どんな目的方針

があってどんな事業がぶら下がっているのかを、明らかにしなければならない。

現状では、この事業活動記録か決算の資料になってくる。最後はこういう資料を用意して市の政策というのを、上の方針から下の事業活動まで見える形にしていけないといけない。

それを見て議会でも議論されると思いますし、外部評価の委員会でも質問がでると思いますし、理想的には一般の市民も見たい。

その中で我々委員会も素人ですから、これを見た限りにおいて素人的な面の質問もあろうかと思えます。

ある種、普通の人はこういう資料をみたらこんな事を聞くんだなど、いう風にとらまえてお答えいただけたらありがたいと思います。逆にもうちょっと説明を工夫したら、質問も無く理解されると思います。

それではこの関係はこれでよろしいですか。

「173 ぐらしの資金貸付事業」いかがでしょうか。

委員： 事業費推移の見方が良く分からなかったのですが、出ないということもありえるので、使用料、手数料というのは返還された金額が出てくるんですね。

担当者： そうです。最初は社会福祉協議会に事務を委託して行っていただいてまして、貸付の原資を当初はお渡しして、それをやりくりして自転車操業をしていただいていましたが、決算に現れないということから、21年度に清算しまして、過去の貸付で返ってくる分は過年度分として収入に入れますが、現年では予算措置しそれを渡して貸付して返ってくる分が、22年度決算でしたら、400万ほどあって、400万ちょっと返ってきたということではあります。23年度でしたら500万ほどあるんですが、返ってきた分を充てるのは290万ほどで、返ってこない、過年度で返ってくると思われる分が、一般財源で補填という形で予定しております。

委員長： 正直なところ、どの程度ちゃんと返ってきているんですか。20ヶ月以内に返還・償還することになってますが。

担当者： 過去からの部分がございますが、7割方は年度内に返ってくることに努めてはおりますが、滞納されるとか、死亡されるとか、不納欠損せざるを得ないのがあります。

銀行にも借りられないような方で、年末とか夏の時とかお盆を越えるのにということで貸すのが実情でして、生活困窮で年が越せないとか相談を受けてお貸しして、基本的には例えば毎月5千円なら5千円ずつ返していただくとかということを進めてはいます。

社会福祉協議会の方で、そういったことが滞る方については、督促等も含めて対応していますが、やはり、厳しい生活の方が多いためなかなか厳しく返還されない実情もあります。

委員長： それは返還の催促は社会福祉協議会がされるということですか。

担当者： はい。現年については。過去の分については私共の方で対応しています。

委員長： 福祉の関係のことですし、大事なことばかりで口も重くはなりますが。

委員： これ年度末で残高はどれくらいありますか。

担当者： 残高というのは。

委員： 貸付金残高。ここには載ってないわけですが。

担当者： 今ちょっと手元に資料がないので、申し訳ないですがわかりません。

担当者： 22年度末貸付金残高で11,587,701円、市が持っていますのが3,434,760円、約1,500万ほど残高があります。

委員： 結構です。かなり滞っている分があるということですね。

委員： 他方、生活保護制度があるわけですから、財政が厳しいという状況も入れたら、あまりこう他市でも聞いたことがない事業だとも思えますので、必要性は低いかなと率直な意見としては思います。

担当者： 生活保護を受給されている側の方も。それでは厳しいということで、借りられるかたも多々

あります。

委員長： 実情そういうことが良くありうることは分かるんですけど、だからといって市役所が無利子、無担保、無保証人でお金を貸すというの、それで結局取り立てたりとか、色んな事務の手間もかかってそれでもしないと駄目なのか、やや口も重くなりますが、必要性としては分かりにくいと思いますけどね。財政削減の視点としては、こういう財政が厳しい中では、こういった制度は縮小するなり廃止するなりするといった事が必要ではないかと思います。

まあ一つの意見として、くらいにとどめたいと思います。別に行政評価の視点として、絶対おかしいとは思っていません。

ほか、よろしゅうございますか。では次に行きたいと思います。

「175 災害見舞金事業」いかがでしょうか。

委員： この廃材処分補助というのは、対象となった方は、保険をかけておられないわけですか。

担当者： 保険を掛けている、掛けていないに関わらずです。結局町の中ですと、焼けた後の廃材処分が河原へ行って燃やしていたのですが、今は野焼きができない時代になりまして、きっちり30cm以内に切って、衛生管理組合へもって行くとか、処分が非常に困難になってきまして、その処理費を火事で焼け出された中で、厳しい状況の中で市としても廃材処分を何らかの形で補助しましょうという形です。

一つは環境面が厳しくなっているので、こういうことも一定進めていかなければならない。

委員： それは火災保険では出ないですか

担当者： 火災保険では家の保障部分であって、廃材処分ではその負担が考えられていないです。

委員長： あまり他所では聞かないような気がします、わたしJRで京都と大阪を行き来するときに、向日町で割りと大きな火事があって、8月にあっていつまでもそのまま残ってる、確かにあのようなものを見ると、確かに困ってるんやとは思いますが。この事業も余裕があれば、もちろん別にやったらあかんという事でもないし、早く処分されて周りや本人にとってもええことやと思うんですけども、かといって市から火災の見舞金を出さないと駄目なのか、必要性には疑問を感じますが。

委員： これは住宅の建築費には入らないのですか。業者が全部綺麗にしないと立てられないでしょ。

担当者： 立てる業者がこれをやるという事ですか。

委員： やらないとできないでしょ。

担当者： 実際にはできないですね。建築費、改築費の中に含まれるという感じになるんでしょうね。

委員： 全部見積もりの中に入ってくるはず。ちょっと調べてみたら。そういう風にしてできるだけ市から出さないように。

委員長： すくなくとも、先ほどの生活困窮による貸付と一本化ぐらいはできるような気がするんですが、火事が出たから順番やあげますというのも変ですし、別にそれがなくても再建できる方もいらっしゃるでしょうし、本当にそれがなくてどうにもならんということであれば、一定の貸付があってもいいのかなとは思いますが、それも別にあげなくてもお貸しすればいいのじゃないのかという気もするし、他方で10万円ぐらいもらっても家燃えてしまたらどうもならんんじゃないかという気もするし。

これも財政削減の視点としては廃止・減額するべきじゃないかという気はします。

今回の委員会では誰かが言ってたら、財政削減の視点としては基本的に報告書に書いていくという形になると思います。なかなか3人で、それぞれ背景も違いますし、みんなが一致してるとかそういうもんでもないと思いますんで。

委員： これ下のやつは個人の保険で賄えるんじゃないですかね。

委員長： 保険に入っていない方もたくさんいらっしゃるでしょうから、結局次に家を立てる人が、委員がおっしゃるように、まずそれをどけるといっても含めて一緒に契約するんでしょうね。

まあもらえるならそれに越したことは間違いない。

一般論として、この公共的にやらなければならないことで、かつ南丹市じゃないとできないことが基本条件だと思しますので、そうなるとしなくてはならないのかなあ。

委員： 被災者を評価するのも大事かもしれませんね。

担当者： そうなると所得制限ですね。

委員長： それを審査する手間とか考えてくると、さっきのどうしようもなく困った人に、一定額お貸しする制度に吸収してしまっても良いんじゃないかと。

もうこれでよろしいですか。それでは次に、

「177 地域福祉推進事業」に移りたいと思います。

これは、関係者が年に一度集まって会議をされたり話し合いをされたりするということですか。

担当者： 福祉計画の推進委員会を設けて委員さんの方で協議いただく、これについては6年間のスパンで計画を立てるときには、一定額が増えてそれで計画作りをしていただくという形になっております。福祉計画自体はもう定めていかなければなりませんので、ここの委員さんをベースに置かせていただいて策定をお願いしています。

委員長： はい、という説明をいただきましたがいかがですか。よろしいですか。

委員： これは行政がリードするのではないですか？計画というのは。総合計画持つてるでしょ。

担当者： 一応住民の方もいろんな専門家の方も含めた意見を聞いて、その中で策定という位置づけになります。

委員長： 地域福祉計画を個別計画として策定せなあかと肯定のものですよね。それを何年間に一度策定するということとその推進状況について、年に一度集まって検討するこういうものだと。

はい、じゃ次いきましょう。

「180 母子寡婦福祉会補助事業」です。

これは会員相互の交流活動というのはどんな事をされてるんでしょうか。

担当者： 会の中で交流事業等、それ以外にも母子に関するいろんな制度がありますのでそれらの交流、経費としては会の運営補助という形で45万円とあと1万5千円だけです。多くはバスを仕立てて、子供がおりますので多くは遊園地であったりそういった所へ年1回行かれています。

市だけではなく、府であったり、京都新聞の社会福祉事業団からもお金が出てて、それを利用されている状況です。

委員長： これは南丹市全体で、母子家庭とか寡婦とかに当たられる方が何人ぐらいいらっしゃるって、活動に参加されてるのか、あるいはそんなに多くは参加されてないのか、その辺りがもし分かれば。

担当者： 少ないです。最近は離婚が増えていますし、ほとんど入れられないですね、組織率は2割です。

委員長： 同じ境遇の方同士をつないでいくのは大切かもしれませんが、一般論としてこういう方は忙しい者同士やから、支え合うのは厳しいのかなと思って。

すごく組織率が高いということであればまた違いますが、必ずしもそうではないということであれば、こういう活動も大事であるけども、縮小していくことも有りうると思います。という財政削減の視点からの提案であります。

なかなか忙しいでしょうし、決まった日に出てきてくださいと言っても、なかなか出てこれないだろうなという風に想像しているところです。

担当者： 児童虐待とかそういうことは相談員さんにかなり会員の役員さんとか、子育てが終わられた中で色々苦勞されてきた経験とか、色々サポートしていただいている部分があります。本来であればここに入っていて、こういう組織を強化することによってそういう部分を増えていくことが方向として望ましいですけども、なかなか得てして入れられない状況です。

委員： むしろ団体への補助金ではなくて、事業補助という形に移行して行って、それこそ交流事業をやるから補助を下さい、という形に移行していく方がいいのではないかと思います。そうすると45万円以上になるとは思えないので。

委員長： この福祉会を統合するとか、いきなり一つとかは無理かもしれませんが実情としては難しいですか。

担当者： 支部としては従来の4町ごとの支部という形ですけど、それを統合した南丹市の母子寡婦福祉会という組織になっています。

補助金は市の会のほうへ補助しておりますが、活動としては、市の会全体としての活動と、旧4町の支部ごとの活動が別々に残っているような状況があって、それぞれ特色のある活動をされている状況です。一応会としては一本になっております。

委員長： 母子寡婦福祉会というところは他にどういう所から収入を得ているわけですか。

担当者： 会費もあります。会員として150人ぐらいです。

児童扶養手当というのがありますがそれは200人ぐらい受給者がありますし、その150人の中には寡婦も含まれていますので、単純に200人のうちの150人というわけではありませんがそんな状況で、財源としては今の会費と南丹市の補助金と京都府なり京都新聞社会福祉事業団からも受けておられます。あとは自動販売機設置の手数料が多少あるのと、共同募金の方からも若干の配分があるような状況で会を運営されています。

委員長： これに関してはよろしいですか。はいそれでは次に行きましょう。

「181 在日外国人高齢者福祉給付費」これについてはいかがですか。

ご発言がないようなので私から。

事業の目的、必要性についてですが昭和57年に国民年金制度の改正が適用された、昭和57年まではこの事業の対象となってる方は、国民年金の対象であったところが法改正ではそうではなくなった。国の代わりに南丹市がお金を出しているという理解でよろしいでしょうか。

担当者： はいそうです。公的年金なり、生活保護の方、養護老人ホーム等入所者は対象外という形で、人数的には少ないですが。

委員長： 昭和57年以降もずっとやってこられた事業だということなので、少なくとも財政削減の視点からで、必要性が良く分からない。

本来国が対応すべきであって市がかわりにやるのは何故だという気はします。6の方が対象で一定の金額をもらうのが前提で暮らしておられるので、急に廃止とは言いにくいと思いますが。

担当者： そうですね、大正15年以前生まれの在日外国人の方が対象とりますので、非常に高齢な方で自然減になる状態かなと思っています。

委員： 平成23年で予算が増えるのは何故ですか。対象者が増えるということですか。

委員長： 23年度以降は予算が多めに取ってあるのはどういうことかですね。

担当者： 22年度決算のところできっちりと所得申告が出来てなかったり、一時市外におられた方で、支給できてなかった方があったようです。

委員長： 裏面にも所属長評価のところで、必要な制度と言われてるが、必要とまではいいにくいと率直に思います。まあこの人数を見てても南丹市のこの制度を目当てにどんどん引っ越してくるようには思えませんし、かなり高齢の方にそこまで厳しいことをしなくても良いような気はしますが、財政削減の視点からは廃止・縮小または減額も言えるのかなという指摘にしたいと思います。じゃ次に行きたいと思います。

「182 福祉団体等補助事業」ということをございます。

基本的には八木ふれあい福祉祭り、健康づくり大会に毎年50万円の補助金を出している。

担当者： 23年度からは60万円となっていますのは、新たに美山の方でも福祉のつどいをされると

ということで10万円増やして、60万ということで計画しています。

委員： 八木と美山2箇所でしたら30万30万ということになるのですか。

担当者： 50万と10万です。事業規模が違いますので、八木の方は昔から大々的にやっておられて、各関係団体が寄って1,500人ぐらいの大きなイベントになります。

そこに掛かる経費の一部を補助させてもらっています。美山は今年度初めて取組をされるということで、それに対する予算措置ということになります。

委員長： これはどういう団体が主催されてるんですか。

担当者： 実行委員会形式で、その町の各種福祉関係者や関係団体、社会福祉協議会も含めて取り組まれています。

委員長： 団体全体としてはどのくらいのお金がかかっていますか。50万円がどの程度重みがあるかを知りたいのですが。

担当者： すみません。今手元に資料が無いので申し訳ありません。

委員長： これはどうしても市が50万円出さないと成り立たないものなのですか。

委員： 50万円って多分テントや備品を借りたりしたら、レンタル代で50万円ぐらいかかってしまいますよね。

担当者： 各種団体がいろんなものを作って持ち寄ったり色んなことされるんで、全体の事業費については決算書ももらってないのでわかりません。

委員長： せちがらい話ですが、財政の事を考えたらちょっと縮小することかな。

委員： テーマとして関係者がいかに自主的に集まって、情報交換を通して顔を見合わせる事は非常に大切だから、それを支援することはいると思いますが、その効果を検証するなり、補助金の用途目的が決算報告で上がってくるんですから、その辺りを押さえておく必要があります。

委員長： これがないとできないという、その説明が求められる所だと思います。市がこれだけ補助金くれるし貰っておこうになってるのであればもう少し減らせるしということだと思います。

あと行政評価の視点としては、名前が分かりにくいですよ。福祉団体等補助事業って言うてますが、結局はこの大会の補助事業なんでもう少しわかり易いほうがいいかもしれませんね。ではこれの事業はこれぐらいにして次に行きます。

「183国民健康保険運営協議会運営費」ということでございます。

これは義務的経費になるんでしょうかね。

担当者： はい、そうです。

委員： これも23年度から増えてるんですが。

担当者： 実施回数を増やしております。国保の改変制度が出てきおり、財政的な面で構造的な課題があるということで、国の制度の改正なのか、法律の改正なのか結構出てきておまして、これからも出るということも含めまして、委員会としてももう少しきっちりと議論をする必要があるということで実施回数を増やしております。

委員長： これは1回ぐらいだったやつを3回ぐらいに増やしたと。

担当者： はい、そうです。

委員： 運営協議会の委員さんは何名でどういう方がおられますか。

担当者： 法的に決まっております。議会や被保険者や医療機関であるとか、薬剤師会からとかという率が決まっております。南丹市全体から入ってもらって14・15人となっております。

委員長： その辺の事業の内容とか、もう少し書いてあると質問しなくてもわかるので良いと思います。よろしゅうございますか。では次にいきましょう。

「205介護給付事業」どうでしょうか。

これは法に基づいてやっている事業ですよ。

担当者： 国なり府が出して、市町村が足して給付するというので、これ自体が法に基づくものです。

委員長： あまりここで考えて、どうできるこうできるものではないですよ。

委員： これ22年度に比べて、事業費総額が2億円ほど増えてますね。法改正があったんですか。

担当者： 自立支援法に移行された分ですね。これまでは各事業所の補助金として出していたものを、移行によって各事業所が報酬請求されて、市町村が払うという形に変わっていますので、その関係だと思います。5年間の経過措置がありましたので。

委員長： いずれにせよ法定の制度であるということで、次にいきましょう
「206 自立支援医療事業」です。これは義務的なものなのか、一定上乘せしているのかとかその辺の関係はどうでしょうか。

担当者： 決まった形で対応しており、市独自というのはありません。自立支援法に基づくもので国・府が付いて市町村が出してるということです。

委員長： ちなみに、身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の方はどのくらいおられますか。

担当者： 平成23年3月31日現在で、総数で2,782人です。

委員長： やはり高齢の方が多いのですかね。

担当者： 割合は多いです。高齢になっての障がいも多いですし、内部障がいの方もありますし。

委員長： はいありがとうございます。では次にいこうかと思えます。
「207 補装具支給事業」です。これも決まった形で先ほどと一緒にすよね。

担当者： はいそうです。補装具の部分の支給事業で先ほどの扶助費と一緒にです。

委員長： では次にいきましょうか。
「208 認定審査会運営事業」どうしても認定審査会を開かなければならないということで

担当者： 医師も含めてその方がどれに該当するか認定していただいた上で、サービス提供させていただきますので。

委員長： よろしいですか。では続きまして、
「209 相談支援事業」でございます。

担当者： すみません。これ23年度の予算のところの入力ミスがありまして、計画額の一番上が、6,062が8,463千円で、一番下が12千円となっていますが、2,388千円となります。もうしわけありません。

委員長： これは、地域自立支援協議会委員はどんな方がされてるのかと、その協議会の相談員はどんな関係ですか。

担当者： 自立支援協議会につきましては、資料が無いのであれですが、障がい各種団体の方とか学校の先生とか、民生児童委員さんとかそういった方で構成され、障がい者の実施計画の策定について関わっていただいているのが実情です。相談員につきましては、委託業務ですが南丹市全般に渡って障がい者の方への相談、特に精神の方が多くですけど、色んなことでの生活相談に1名関わっていただいております。訪問や対象者の現況なり、悩みを聞いたりなど対応してもらっています。

委員長： 支援事業そのもの委託事業は何処に、社会福祉協議会さんですか。

担当者： 京都府の認定を受けた事業所等になります。

委員長： 相談支援事業を委託するということと、また別途市が相談員を雇われているという関係がわかりづらいのですが。

担当者： 委託した事業所の方から派遣していただいて、市の方に在席していただいております。相談自体は電話や訪問で、日常生活の色々な事に相談に乗ってもらっています。

委員長： 委託料が一番金額が多いのですが、結局どうして委託して、どんなことやってもらってるのかがパッと分かりづらいので。

担当者： 基本的には1名ずっと週5日でおっていただくんで、人件費になるんですが。

委員： それは相談員さんの賃金ですよ。

- 担当者：** 直接雇用ではないので、あくまでも事業所に委託して、派遣でこちらへ来ていただいている方もありますし、直接個人の方をお願いして来てもらっている方もあります。
- 委員：** そうすると支援事業費委託料も、相談員賃金も要は人に掛かっているお金ということ。
- 担当者：** 相談員は2人で、570万円の方は事業所に委託して来ていただいています、もう一人の方は精神専門でお世話いただいています。
- 委員長：** 結局、何費で何人の方が雇われて、何をしている当りの対応関係が分からないもので、大体理解できたように思います。よろしいですか。では次に行きます。
「210 コミュニケーション支援事業」でございます。これも国の基準に基づき実施していく事業であります。
- 担当者：** 手話の教室を開いたり、要約筆記の教室を開いてその事業を委託して実施してもらっているのが主なものです。
- 委員長：** これも手話教室まで、法で国の基準で決まっているのですか。
- 担当者：** そこまでは決まっていません。特に聴覚障がい者の社会参加を図っていくために、日常生活の中で対応できる方を増やしていかないと、なかなか社会参加が進まない。卒業されたらサークル活動やもう少し上のレベルを勉強いただいたりとか、専門家要請に努めています。
- 委員長：** 一年でどれくらいの方が講座を終了されているのですか。
- 担当者：** 京丹波町と合わせてですが、30人近くあったと思います。
- 委員長：** 年間十数名の方は基本講座を終えて、次の講座ぐらいまでは進まれていると。また、イベントの時には来てくださいとか、そういう方に来てくださいと連絡が行くネットワークがあるんですか。
- 担当者：** 公民館に専門の所があって、そこを通じてお願いしたりしています。
- 委員：** この事業もある意味で国から補助がでるのか、緊急時にはそういう方のコミュニケーションをとれる方が地域にたくさん居て、緊急時には筆談等で情報を流してあげてくださいねという所まで進めないと、人材を後にどう活かしていくのかも考えないと、補助金が無くなったからできませんわという状況になるんじゃないかと心配します。
- 担当者：** 緊急時には視聴覚障がい者の方々も含めて対応できるように、東日本震災でも避難所に来られても何をいつているのか分からないという問題もありましたし、要支援者が避難するときはどう対応していくかという計画作りを進めていまして、そのなかでこの団体にもヒアリングをしていく中で、災害時にネットワークを組んで対応ができる仕組みづくりを、計画には反映させていきたいと考えています。
- 委員長：** はい、では次にいきます。
「211 移動支援事業」ですね。移動支援サービス事業所って結局どんなものですか。
移動というのはあまりに抽象的ですから、具体的にはどのような時に利用されているのか教えてください。
- 担当者：** ガイドヘルパーという事で、事業所としては数箇所あります。障がい者が外に出ていく時にサポートする形を取っております。
- 委員長：** これ移動支援専門の事業所ですか。自宅、事業所13箇所とありますが
- 担当者：** 専門ではないですが、他も色々されているとは思いますが。
- 委員長：** 対象者は事業所の方に申請ですか、市役所の方に申請ですか。
- 担当者：** 事業所の方に申し出ていただいて、事業所の方から実績が出てきます。
- 委員長：** 何日か前に予約してくださいとかあるんでしょうか。一応審査するわけですよ。
- 担当者：** まず該当かどうか認定審査会で審査して、このサービスが使えるかどうか審査して、証を発行してそれに基づいてサービス事業者に要望があれば提供する。
- 委員長：** これは家族の有無に関わらず関係なく使えますか

担当者： その認定はないと思います。

委員長： 他市では聞かない事業で、市独自の事業として理解して良いのか、それとも他市でも割りがある事業なのか。

担当者： これは2市1町均衡ではやっていますので。特別に南丹市だけがということは。

委員長： あまり京都市とか、今自分が住んでるところかであつたらいいなあ、それこそ便利だと思うんですけど、無いなと思いながら見ていた。

視覚障がい者、ちょっとその辺がね、どういう方が障がい者の条件に入ってくるか分からなかったもので。

屋外での移動が困難な障がいがある人というのがどんなのが分からなかったものですか。

委員： これ、普通の身体障がい者の方もこれですよ。視覚障がいだけではなく。

担当者： そうです。

委員： ガイドヘルパーさん付けて一緒に行っていただくという。

委員長： 例えば介護保険を受けてるような人でも、半身不随みたいな人もいるわけじゃないですか、そういう方もこれを利用できるんですか。

委員： 介護保険の方になるのでは。

委員長： それにさらに上乘せでこれが使えるようにも読めますよね。と思ったんで確認まで。

それこそ介護保険で週に3日ぐらいデイケアに行ってるような人が、行かない日に周りを散歩したいなと思ってこれを頼んだら使えるものなのか、そういうものでもないのかという意味です。

委員： そうですね、言われるように何で使われているんでしょうかね。通院なのか散歩なのか、その辺の把握はありますか。

担当者： 申請書類を見れば分かりますが。

委員： その統計的なものは採られてないですか。

担当者： あえてそんな細かい事までは採ってはいないです。

委員長： そういう意味では抽象的な表現になりますども、必要不可欠な部分を見定めて、あとはできたらそれ以外の部分はボランティア的にやってくくださるような方が、うまく出てきたらいいなと思いますけどね。

担当者： なかなか運用が難しい、実際に利用したいときに利用できないことがあって、制度自体が障がいのある方が社会に出て行く、その辺での援助という事があって制度化されてきたんだと思います。

市としては制度に乗って運用しています。

委員長： そういう意味では、特に上乘せしたりしたようなものではないという事ですね。

委員： この13箇所の自宅・事業所は、これ以外にどんな事業をやっているのですか。

これ利用者数は年間ですかね。364人ですけど。延べで割ると結構高く付くんですね。

委員： そうですね、2万円弱。一回に結構長距離を移動されるのかと思いますけど。

担当者： 事業所によっては生活サポートとか、移動支援とか、生活改善とか色々ありますんで。

委員長： はい、それではこの事業はこの辺にしたいと思います。では5時の定刻まであと数分残すのみとなりましたので、途中のところで恐縮ですが、本日のパートはここまでとしたいと思います。

今回はこの施策だけをやる訳ではありませんが、まだかなり沢山の事業が残っています。委員の皆様におかれましても、改めて次はこの施策について、事業だけを順番にざっと見て行くということで、行政評価の視点、財政削減の視点ということでお気づきの指摘をパツパと頂いて、無ければドンドン進んでいくという形で進めたいと思います。

ご担当者の方でも、このような形でやるのは初めてということで、良く言えば大胆、おかしな事も言っていると思いますが次回も聞いて頂けたらありがたいと思います。

また、各事業について、割と法定のものなのか、あるいはそうでないのか、法定のものでも上乘せしているのか、横出ししているのかといった辺りが一つポイントになってきていますので、表を見ても分からないものもありますので、ご指摘いただければありがたいと思います。

それでは、本日は長時間になりましたが、ありがとうございました。

4. その他

委員長： その他ということで、委員の皆様何かございましたらお願いします。

よろしいですか。

引き続き事務局の方からもし何かありましたお願いします。

事務局： 一点だけ、次回は9月27日(火)午後2時から同じ会場で残りの事業をしたいと思います。

そのあと新たにもう一つの施策評価も行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

以上です。

委員長： それではどうもありがとうございました。以上で終了とします。

以 上